第38回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

次 第

令和2年9月10日(木)16時45分から都庁第一本庁舎 7階特別会議室(庁議室)

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 専門家発言
- 4 本部長発言・指示
- 5 閉会

新型コロナウイルス感染症に関する対応

1. 現在の状況

〇 主な国・地域ごとの発生状況(厚生労働省発表 9月<u>9</u>日<u>15</u>時時点)

	国•地域		感染者数	死亡者数
米		玉	6, 327, 009	189, 653
1	ン	ド	4, 370, 128	73, 890
ブ	ラ ジ	ル	4, 162, 073	127, 464
口	シ	ア	1, 032, 354	17, 939
~	ル		691, 575	29, 976
コ	ロンビ	ア	671, 533	21,611
メ	キシ	コ	642, 860	68, 484
南	アフリ	カ	640, 441	15, 086
ス	ペイ	ン	534, 513	29, 594
ア	ルゼンチ	ン	500, 034	10, 405
そ	Ø	他	7, 953, 871	312, 948
合		計	27, 526, 391	897, 050

^{※188}の国・地域で確認されている。

O **国内の発生状況**(厚生労働省発表 9月<u>8</u>日<u>24</u>時時点)

	都道府県		感染者数	死亡者数
東	京	都	22, 019	378
大	阪	府	9, 169	168
神	奈 川	県	5, 523	126
福	岡	県	4, 834	71
愛	知	県	4, 719	74
埼	玉	県	4, 148	95
千	葉	県	3, 258	64
兵	庫	県	2, 360	54
沖	縄	県	2, 238	38
北	海	道	1, 834	105
そ	0)	他	11, 787	219
合		計	71, 889	1, 392

[※]チャーター便帰国者 15 名、空港検疫 822 名、クルーズ船乗員・乗客 712 名を除く。

- O 都の発生状況 22, 168 名 (9月<u>9</u>日<u>19時30分</u>時点) 福祉保健局プレス発表資料累計
 - ・海外からの旅行者
- 3名(中国在住)
- ・都内在住者等 22,165名(うち死亡者379名)

国の動き

3月

3月26日

9日

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染 1月28日 症に指定 新型コロナウイルス感染症対策本部設置 1月30日 第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 1月31日 2月 1 目 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法 施行令の一部を改正する政令の施行 2月 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 1 目 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 2月 5 目 2月 6 目 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 2月12日 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 2月14日 2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 2月19日 2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 2月24日 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 2月26日 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 2月27日 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 第4回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 2月29日 3月 1 目 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 第5回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 3月 2 目 第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 3月 5 目 第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 3月 7 日
- 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 3月10日 3月10日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案閣議決定 3月14日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び

第6回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で 定める日を定める政令」施行

- 3月17日 第7回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 3月18日
- 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 3月19日
- 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 3月20日
- 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 第9回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症 対策本部設置

```
3月28日
      第24回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
      新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針決定
      第25回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月
      第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
4月
      第26回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
   6 目
      第27回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月
   7 日
      新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出
      新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4月11日
      第28回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
      新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4月16日
      第29回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
      新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4月22日
      第30回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
      第11回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
4月24日
      第31回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
      第32回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月27日
      第12回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
5月 1日
5月 4日
      第33回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
      第13回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
      新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
      第34回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月14日
      第14回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
      新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
      第35回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月21日
      新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
      第36回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月25日
      新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
      新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言発出
      第15回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
5月29日
      第37回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
6月 4日
6月18日
      第38回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
6月29日
      第39回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
7月 3日
      第40回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
      第1回新型コロナウイルス感染症対策分科会
7月10日
7月16日
      第2回新型コロナウイルス感染症対策分科会
      第3回新型コロナウイルス感染症対策分科会
7月22日
      第41回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
7月22日
      第4回新型コロナウイルス感染症対策分科会
7月31日
8月 7日
      第5回新型コロナウイルス感染症対策分科会
      第6回新型コロナウイルス感染症対策分科会
8月21日
      第7回新型コロナウイルス感染症対策分科会
8月24日
      第42回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
8月28日
9月 4日 第8回新型コロナウイルス感染症対策分科会
```

第23回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

○ 都の動き

9月 3日

```
1月24日
      新型コロナウイルス関連肺炎第1回東京都危機管理対策会議
1月27日
      新型コロナウイルス関連肺炎第2回東京都危機管理対策会議
1月28日
      新型コロナウイルス関連肺炎第3回東京都危機管理対策会議
      新型コロナウイルス関連肺炎第4回東京都危機管理対策会議
1月29日
1月30日
      東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
      第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
1月31日
      第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月
      第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
   3 目
2月
   7 日
      第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月12日
      第5回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月14日
      第6回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月17日
      第7回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月18日
      第8回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月21日
      第9回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
      第10回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月26日
      第11回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月
   3 目
3月12日
      第12回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月23日
      第13回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月26日
      新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく東京都新型コロナウイルス
      感染症対策本部設置
      第14回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月27日
3月30日
      第15回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月
   1 日
      第16回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
      第17回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月
   6 日
4月
   8日
      第18回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月10日
      第19回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月15日
      第20回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
      第21回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月23日
5月
   5 目
      第22回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月15日
      第23回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月19日
      第24回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月22日
      第25回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月25日
      第26回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月26日
      第27回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月29日
      第28回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
      第29回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
6月
   2 日
      第30回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
6月11日
6月30日
      第31回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
      第32回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
7月
   2 日
7月
      第33回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
   9 目
      第34回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
7月15日
7月30日
      第35回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
8月27日
      第36回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
```

第37回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 都の対応

- 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信(多言語対応)
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連 絡会」を開催
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- 新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- 「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算編成
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」策定
- ・文部科学大臣あての緊急要望を実施
- ・「新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施(3月12日)
- ・「都としての新たな対応方針」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施(3月26日)
- ・1都4県知事共同メッセージの発信
- ・九都県市首脳会議緊急メッセージの発信
- 東京都緊急事態措置案の事前公表
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請、令和2年4月8日零時から5月6日)
- ・東京都緊急事態措置の実施(施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年 4月11日零時から5月6日)
- ・都民のいのちを守る STAY HOME 週間として、外出抑制を強化するとともに、首都 圏で連携・協力した広報を展開(4月25日から5月6日)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、令和2年5月7日から5月31日)
- ・東京都緊急事態措置の延長(施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年 5月7日から5月31日)
- ・新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ(骨格)の公表
- ・ 令和 2 年第二回定例会補正予算案を発表
- ・新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップの公表
- ・ステップ1における新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応発表
- ・国の基本的対処方針改定を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるため のロードマップ」を一部改定
- 「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」ステップ2へ移行 (6月1日から)
- ・都民・事業者に感染拡大への警戒を呼び掛ける「東京アラート」発動(6月2日)
- ・「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」ステップ3へ移行・ 東京アラート解除(6月12日から)
- ・今後のモニタリングの方法について(案)の公表(7月1日から試行)

- ・令和2年度7月補正予算案を発表
- ・専門家による新たなモニタリング項目に基づく分析と評価をモニタリング会議に おいて本格実施し、都としての対応策を検討(7月9日から)
- ・モニタリング会議での専門家の方々の分析に基づき、感染の拡がりに対応して、検査・医療体制の強化や、都民や事業者の皆様への呼びかけ、要請など、多面的な対策を展開(7月15日から)
- ・都内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を対象に朝5時から夜10時まで の営業時間短縮の要請(8月3日から8月31日まで)
- ・都内23区内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を対象に朝5時から夜10時までの営業時間短縮の要請の延長(9月1日から9月15日まで)
- ・令和2年度9月補正予算案を発表

感染状況・医療提供体制の分析 (9月9日時点)

区分	モニタリング項目 ※①~⑤は7日間移動平均で算出			前回の数値 ^(9月2日公表時点)	現在の数値 (9月9日公表時点)	前回との 比較	(参考) 緊急事態宣言 下での最大値	項目ごとの分析※4	
	①新規陽性者数			183.1人	148.6人		167.0人 ^(4/14)	総括 コメント	感染の再拡大に警戒が必 要であると思われる
感染状況	②#7119 (東京消防庁救急 相談センター) ※1における 発熱等相談件数		63.1件	57.6件	\	114.7件 (4/8)	新規陽性者数の減少速度は、 未だ緩やかである。		
状 況	・市中感染	③新規陽性者 における接触 歴等不明者	数	108.4人	82.1人		116.9人 ^(4/14)	感染者数が再び増加するこ とへの警戒が必要である。	
			増加比 (※2)	79.4 %	75.8%		281.7% (4/9)	個別のコメントは別紙参照	
	検査体制	検 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		3.8% (検査人数4,028.6人)	3.5% (検査人数4,122.4人)	→	31.7% (4/11)	総括 コメント	体制強化が必要であると 思われる
医療提供体制	受入体制	⑤救急医療の東京ルー ル※3の適用件数		47.3件	37.9件		100.0件 (5/5)	医療機関への負担が長期化 している状況に変わりはな い。重症患者数の今後の推	
供 体 制		⑥入院患者数 ^(準備病床数)		1,390人	1,248人 ^(2,600床)		1,413人 (5/12)	移に警戒が必要である。	
		7重症患者数 人工呼吸器管理(ECM 必要な患者(準備病床		29人	24人 (150床)		105人 (4/28,29)	個別のコ	メントは別紙参照

- ※1「#7119」…急病やけがの際に、緊急受診の必要性や診察可能な医療機関をアドバイスする電話相談窓口
- ※2 新規陽性者における接触歴等不明者の増加比は、絶対値で評価
- ※3「救急医療の東京ルール」・・・救急隊による5医療機関への受入要請又は選定開始から20分以上経過しても搬送先が決定しない事案
- ※4 分析にあたっては、上記項目以外にも新規陽性者の年齢別発生状況などの患者動向や病床別入院患者数等も参照

モニタリング項目	9月10日モニタリング会議のコメント
	(1) 新規陽性者数の7日間平均は前週の約183人から約149人に減少し、7月12日以来、約2か月ぶりに緊急事態宣言下で
	の最大値約 167 人(4 月 14 日)を下回った。しかし、依然高い水準で推移しており、再び増加することへの警戒が必要な
	状況に変わりはない。増加比は 81.1%と、前週の 81.2%に引き続き 100%を下回る水準であるものの、80%前後で推移し
	ている。院内感染・施設内感染などにより数十人規模のクラスターが複数発生すると、増加比が再び 100%を超えるおそれ
	があり、注意が必要である。
	(2) 現在も、院内感染が発生しているものの、第一波(3月1日から5月25日の緊急事態宣言解除までと設定)のような大
	規模なクラスターの発生がみられていない。院内感染の拡大防止対策が功を奏していると考えられる。また、PCR 検査の増
	加による陽性者の早期発見と感染拡大防止、都民の協力、業種別ガイドラインの徹底等、様々な取組が進んでいる。引き続
	き、これらの対策や取組を維持する必要がある。
	(3) 無症状や症状の乏しい感染者の行動に影響を受けて、感染経路が多岐にわたり、また、感染経路が不明になっている。
	(4)9月1日から9月7日まで(以下「今週」という。)の報告では、10歳未満3.5%、10代4.7%、20代26.1%、30代21.1%、
	40 代 16.7%、50 代 12.9%、60 代 7.0%、70 代 4.0%、80 代 3.1%、90 代 1.0%であり、前週と比べ、ほぼ同じ傾向が続い
① 新規陽性者数	ている。
	(5) 今週の濃厚接触者における感染経路別の割合は、全年代合計で、同居する人からの感染が 37.4%と最も多く、次いで施設
	が 14.7%となり、職場 13.8%、会食 9.0%、接待を伴う飲食店等 5.7%の順であった。前週と比べ、施設での感染の割合が
	増加した。
	(6) 年代別で見ると、今週の濃厚接触者における感染経路別の割合は、80代以上を除く全年代で同居する人からの感染が最も
	多かった。10 代以下では、同居する人からの感染が 54.4%と最も多く、次いで保育園・学校等の教育施設での感染が 27.9%
	であった。同居する人からの感染は 20 代及び 30 代の 30.3%に対し、40 代から 70 代は 42.8%であった。80 代以上では、
	施設での感染が 74.2%と最も多く、次いで同居する人からの感染が 12.9%であった。
	(7) 今週も、同居する家族からの感染が多数報告されている。一旦、家族内に新型コロナウイルスが持ち込まれると、感染を
	防ぐことは困難であり、まずは、家族内に持ち込まないよう、家族以外との交流における基本的な感染防止対策の徹底が必
	要である。また、特に高齢者の同居家族への日常的な感染防止対策が重要である。
	(8) 家族以外では、友人との会食、保育園等における感染や、接待を伴う飲食店、介護老人保健施設、高等学校等におけるク
	ラスター発生例が報告されている。今週は、会食により感染した人が 41 人報告されており、うち 37 人で会食の同席者のな
	かに陽性者がいたと報告されている。少人数であっても、人と人が、密に接触する環境で、マスクを外して、会話や飲食を
	行うと、感染のリスクが高まる。このような環境を避け、基本的な感染防止対策を徹底することが重要である。

モニタリング項目	9月 10 日モニタリング会議のコメント
① 新規陽性者数	(9) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、デイケア施設、訪問看護、病院等、重症化リスクの高い施設において、無症状や症状の乏しい職員を発端とした感染が見られており、引き続き、高齢者施設と医療施設における施設内感染等への警戒と検査体制の拡充が必要である。 (10) 今週の新規陽性者は 1,032 人で、前週の 1,389 人と比較すると減少した。保健所別届出数では世田谷区が 102 人 (9.9%)と最も多く、次いで港区 74 人 (7.2%)、足立区 67 人 (6.5%)、大田区 58 人 (5.6%)、渋谷区 55 人 (5.3%) の順である。島しょでも 5 人 (0.5%) の感染者が発生しており、都内全域に感染が拡大している。
	※ 国の新型コロナウイルス感染症対策分科会(第 5 回)(8 月 7 日)で示された指標及び目安(以下、「国の指標及び目安」という。)における、今週の感染の状況を示す新規報告数は、人口 10 万人あたり、週 7.5 人となっており、国の指標及び目安におけるステージ III の 15 人を下回り、ステージ II 相当の数値となった。 (ステージ II とは、感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階)
② #7119 におけ る発熱等相談件 数	(1) #7119 は、感染拡大の早期予兆の指標の1つとして、モニタリングしている。第一波では、患者の急速な増加の前に#7119における発熱等の相談件数が増加した。 (2) #7119の7日間平均は57.6件であり、前週の63.1件から減少傾向にある。
③ 新規陽性者に おける接触歴等 不明者数・増加比	(1) 新規陽性者における接触歴等不明者数は、感染の広がりを反映する指標であるだけでなく、接触歴等不明な新規陽性者が、陽性判明前に潜在するクラスターを形成している可能性があるのでモニタリングしている。 (2) 接触歴等不明者数は7日間平均で約82人と、前週の約108人と比較すると減少した。しかし、依然高水準であるため、今後の動向を注視する必要がある。接触歴を調査する保健所への支援が引き続き求められる。 (3) 新規陽性者における接触歴等不明者の増加比は、100%未満であることが減少傾向の指標である。9月9日時点の増加比は75.8%で、前週の79.4%に引き続き100%未満であった。しかし、今後も、増加に転じることへの警戒が必要である。 (4) 感染経路(接触歴等)不明な者の割合は9月9日時点で55.3%であり、9月2日時点の59.2%から減少傾向である。 ※ 感染経路不明な者の割合は、国の指標及び目安における、ステージⅢの50%を超える数値が続いている。 (ステージⅢとは、感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階)

モニタリング項目	9月 10 日モニタリング会議のコメント
④ 検査の陽性率 (PCR・抗原)	(1) PCR 検査・抗原検査(以下「PCR 検査等」という。)の陽性率(注1)は、検査体制の指標としてモニタリングしている。迅速かつ広く PCR 検査等を実施することは、感染拡大防止と重症化予防の双方に効果的と考える。注1: PCR 検査等の陽性率:陽性判明数(PCR・抗原)の7日間平均/検査人数(=陽性判明数(PCR・抗原)+陰性判明数(PCR・抗原)の7日間平均。東京都健康安全研究センター、PCR センター(地域外来・検査センター)、医療機関での保険適用検査実績により算出。 (2) PCR 検査等の陽性率は、9月9日時点で3.5%と、9月2日の3.8%と比較してほぼ横ばいであった。 (3) 9月9日時点の PCR 検査等の7日間平均の人数は4,122.4人であり、9月2日時点の PCR 検査等の7日間平均の人数は4,028.6人と、前週と比べて横ばいであった。 (4) 新規陽性患者数が減少傾向にある中、今後、経済活動が活発になると、感染機会が増加するおそれがある。感染リスクが高い地域や集団及び高齢者施設などに対して、感染拡大抑止の観点から、無症状者も含めた集中的な PCR 検査を行うなどの戦略を検討する必要がある。 (5) 次のインフルエンザ流行期における発熱患者の増加が想定されているが、発熱等の症状がある患者に対して、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症を臨床的に鑑別することは困難である。このため、次のインフルエンザ流行期に備え、東京の実情に応じた発熱患者の相談・検査・診療フローを作成することと、検査体制の強化が大きな課題である。 ※ 国の指標及び目安におけるステージIIIの10%より低値である(ステージII相当)。
⑤ 救急医療の 東京ルールの 適用件数	(1) 東京ルールの適用件数は、8月27日以降45件前後で推移している。 (2)7日間平均の件数は37.9件で、前週の47.3件からは減少した。

モニタリング項目	9月 10 日モニタリング会議のコメント
⑥ 入院患者数	(1) 入院患者数は、9月1日に緊急事態宣言下の最大値1,413人を下回って以降、1,200人台まで減少したものの、依然として高い水準で、再び増加することへの警戒が必要である。医療機関への負担が長期化している状況に変化はない。 (2) 今週の新規入院患者数は334人、退院者数は245人となっている。また、陽性者以外にも、陽性者と同様の感染防御対策と個室での管理が必要な疑い患者を、1日当たり、都内全域で約150人受け入れている。 (3) 入院調整本部の対応件数のうち、約9割以上が無症状の陽性者及び軽症者であるが、合併症を有する患者が多い。 (4) 陽性患者の入院と退院時には共に手続き、感染防御対策、検査、調整、消毒など、たとえ軽症者であっても、通常の患者より多くの人手、労力と時間が必要である。煩雑な入院と退院の作業が繰り返されることも、医療機関の負担の要因となっている。確保病床数は、当日の入院できる病床患者数ではない。病院ごとに当日入院できる患者の数には限りがある。 (5) 宿泊療養施設の医療支援にあたる医師等もまた、通常の医療現場から苦労して確保している。 (6) 今週の新規陽性者1,032人のうち、無症状の陽性者が18.6%を占めている。宿泊療養施設は3,044室を確保しているが、9月9日の宿泊療養施設の利用者は189人、自宅療養者は403人である。 (7) 入院、宿泊及び自宅療養者の状況を把握・分析し、次のインフルエンザ流行期における感染者の再増加への備えを具体的に検討する必要がある。 (8) 宿泊療養施設の一部で、英語による対応や、ITを活用しオンラインで健康観察を行うなど、医療支援にあたる医師等の負担軽減対策を進めている。また、自宅療養者についても、ITを活用した健康観察を行うなど、医療支援にあたる医師等の負担軽減対策を進めている。また、自宅療養者についても、ITを活用した健康観察システムの導入を進め、保健所業務を支援する体制を整えている。 (9) 保健所から入院調整本部への調整依頼件数は、1日40件程度で推移しているが、その内訳としては、受入先の調整が特に難しい緊急性の高い重症患者や合併症を有する患者の依頼件数の割合が増加している。特に土日祝祭日は、受入可能な病床数が少ない状況が続き、調整が難続している。 (10) 入院調整の結果、入院先医療機関が決定した後に、症状の改善や患者の希望でキャンセルする事例が1割程度発生している。
	※ 国の指標及び目安における、病床全体のひっ迫具合を示す、最大確保病床数(都は 4,000 床)に占める入院患者数の割合は、9月9日時点で 31.2%となっており、国の指標及び目安におけるステージIIIの 20%を超えているが、ステージIVの 50%未満の数値となっている。また、同時点の確保病床数(都は 2,600 床)に占める入院患者数の割合は、48.0%となっており国の指標及び目安におけるステージIIIの 25%を大きく超えた数値となっている。 (ステージIVとは、爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階)

モニタリング項目	9月 10 日モニタリング会議のコメント
モニタリング項目 ⑦ 重症患者数	9月10日モニタリング会議のコメント (1) 東京都は、その時点で、人工呼吸器又は ECMO を使用している患者数を重症患者数とし、医療提供体制の指標としてモニタリングしている。重症患者数は前週の 29人から 9月9日には 24人までに減少した。 (2) 今週、新たに人工呼吸器を装着した患者は 5人であり、人工呼吸器から離脱した患者は 8人、人工呼吸器使用中に死亡した患者は 3人であった。また、この間に、新たに ECMO を導入した患者は 2人、ECMO から離脱した患者はなく、9月9日の時点で、人工呼吸器を装着している患者が 24人で、うち5人の患者が ECMO を使用している。 (3) 9月9日時点の重症患者数は 24人で、年代別内訳は 40代が 2人、50~60代が 15人、70代以上が7人であり、性別では、男性 21人・女性 3人であった。 (4) 陽性判明日から重症化 (人工呼吸器の装着)までは平均 3.6日で、軽快した重症患者における人工呼吸器の装着から離脱までの日数の中央値は7.0日であった。 (5) 新規陽性者数が高い水準ながらも減少している中、重症患者数も増減を繰り返しながら減少傾向がみられる。しかし、新規陽性者といる中高齢者が占める割合が高くなっていることから、今後も重症患者数の推移に警戒が必要である。 (6) 今週報告された死亡者数は 9人であり、そのうち 80代以上の死亡者が 6人であった。前々週、前週の 11人とほぼ同数の死亡者数であり、引き続き注視する必要がある。 (7) 重症患者数は 50代以上が多数を占めており、重症患者数と死亡者数の増加を防ぐためには、引き続き家族間、職場および医療・介護施設内における感染防止対策の徹底が必要である。 (8) 重症患者においては、ICU 等の病床の占有期間が長期化することを念頭に置き、新型コロナウイルス感染症患者のための医療と、通常の医療との両立を保らつつ、重症患者のための病床を確保する必要がある。一方、レベル 2 の重症病床(300床)を準備するためには、医療機関は第一波のピーク時と同様に、予定手術や教急の受け入れを大幅に制限せざるを得ないと考える。 ※ 国の指標及び目安における重症者数(集中治療室(ICU)、ハイケアユニット(HCU)等入室または人工呼吸器か ECMO 使用)は、9月9日時点で 106人、うち、ICU 入室または人工呼吸器か ECMO 使用)は、9月9日時点で 106人、うち、ICU 入室または人工呼吸器か ECMO 使用)は、9月9日時点で 106人、うち、ICU 入室または人工呼吸器か ECMO 使用)は、9月9日時点で 106人、うち、ICU 入室または人工呼吸器か ECMO 使用 10 は、9月9日時点で 106人、106人の 106人の 106人

東京都新型コロナウイルス感染症対策条例改正案について

令和2年9月10日

東京都福祉保健局

現行規定と改正理由

現行の規定

令和2年4月7日 制定

新型コロナウイルス感染症に対する措置の強化を図り、都民の生命及び健康を保護し、 都民生活及び都民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に 新型コロナウイルス感染症対策条例を制定しました。

令和2年7月30日 改正

ガイドラインの遵守、標章(ステッカー)の掲示、 通知サービスの活用を努力義務化しました。

今般の改正理由

今後の新型コロナウイルス感染症の再拡大を見据え、

新型コロナウイルス感染症対策の実効性をより高めるために、

都、都民、事業者の具体的な責務を明確化します。

条例改正のポイント①

都の責務・取り組み

○検査体制の整備

検査を円滑に行えるよう、実施体制の整備に努める。

○医療提供体制の確保等

必要な医療を安定的に提供できるよう、医療提供体制の確保、物資及び資材の備蓄に努める。

○療養環境の整備

患者等が療養に専念することができるよう、施設の確保等環境整備に努める。

○情報の提供等

- ① 発生状況や動向、まん延の防止に係る施策の情報提供に努める。
- ② 集客施設、イベント等において、患者等が利用・参加したことが判明した場合、 患者等と接した人が把握できておらず、まん延防止のため特に必要があると認めるときは、 施設の名称等まん延の防止に必要な情報を公表することができる。
- ③ ①②の目的を達成するために、特別区長、保健所設置市長、医療機関等の協力を求める。

条例改正のポイント②

都民、事業者の責務(努力義務)

○都民等の感染拡大防止措置

- ① 都民は、知事や特別区長、保健所設置市長の求めに応じて、 必要な検査を受けるよう努める。
- ② 患者等は、知事や特別区長、保健所設置市長の求めに応じて、 医療機関に入院し、宿泊療養施設に入所し、又は居宅等において療養し、 みだりに外出しないよう努める。
- ③ 患者等は、知事や特別区長、保健所設置市長の求めに応じて、 まん延を防止するために必要な調査に協力するよう努める。
- ④ 事業者は、知事や特別区長、保健所設置市長の求めに応じて、 まん延を防止するために必要な調査に協力するとともに、 関係者のうち感染のおそれのあるものに検査に協力することを促すよう努める。

モニタリング分析の結果(9/9)

1 感染状況

<総括コメント(4段階)>

- 感染が拡大していると思われる
- - 感染の再拡大に注意が必要であると思われる /感染拡大の兆候があると思われる
 - 感染者数の増加が一定程度にとどまっていると思われる

2 医療提供体制

<総括コメント(4段階)>

- 体制が逼迫していると思われる
- 体制強化が必要であると思われる
- 体制強化の状態を維持する必要があると思われる/体制強化の準備が必要であると思われる
- 通常の体制で対応可能であると思われる

東京都新型コロナウイルス感染症対策条例 改正について

改正理由

今後の新型コロナウイルス感染症の再拡大を見据え、

新型コロナ対策の実効性をより高めるため、

条例改正により都・都民・事業者の具体的責務を明確化

東京都新型コロナウイルス感染症対策条例 改正(案)のポイント

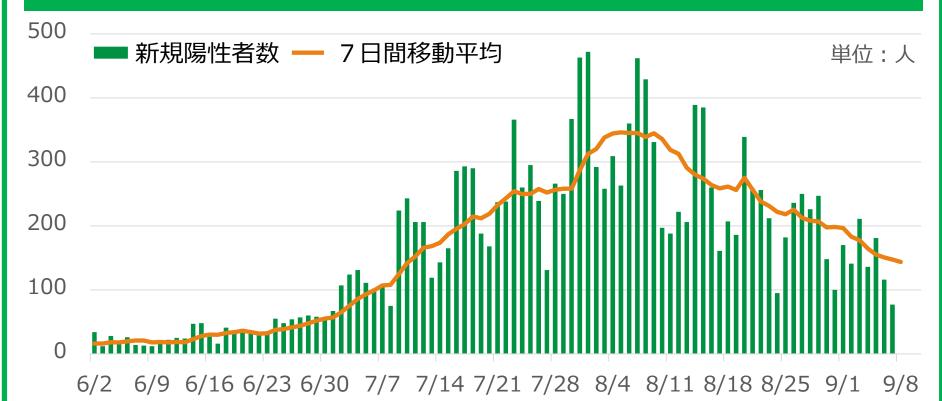
都の責務・取組

- ✓ 検査体制、医療提供体制、療養環境の整備等
- ✓ 情報の提供等

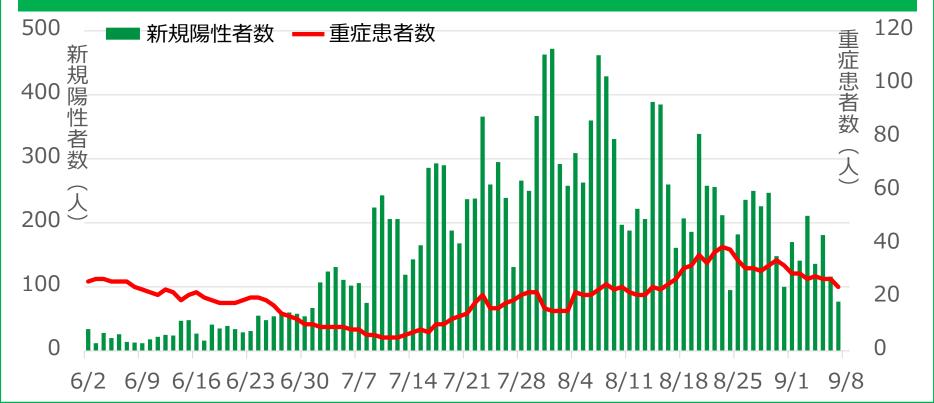
都民、事業者の責務(努力義務)

- √ 感染拡大防止措置
 - ・患者等は、入院、宿泊療養施設への入所又は自宅療養を行うとともに、 外出しないよう努める
 - ・ 都民は、必要な検査を受けるよう努める
 - ・ 患者等、事業者は、必要な調査に協力するよう努める





新規陽性者数と重症患者数の推移



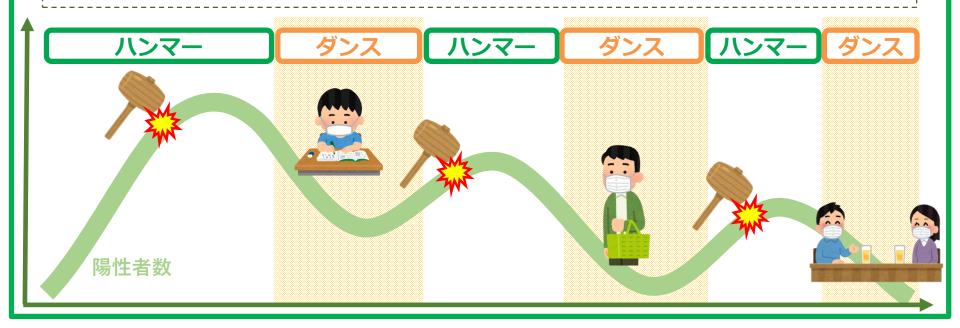
高齢者の感染防止のために

家庭内感染の防止徹底を!

- **〇 帰宅したら、すぐに手洗い・消毒を**
- O 食事の時間をずらすなどの工夫を
- **〇 コップやタオルなど日用品を別に**

「ハンマー&ダンス」

休業要請や外出自粛など厳しい行動制限を行う段階(ハンマー)と 制限を緩和し経済の回復と感染拡大防止のバランスをとる段階(ダンス)を 繰り返しながら感染症に対応していくこと



「第38回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和2年9月10日(木)16時45分都庁第一本庁舎 7階特別会議室(庁議室)

【危機管理監】

それでは第38回になります、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始いたします。

本日は感染症の専門家といたしまして、国立国際医療研究センター国際感染症センター 長でいらっしゃいます大曲先生にご出席をいただく予定でございますが、現在のところちょっと所用で遅れていらっしゃいますので、会議についてはこのまま始めたいというふうに思います。

まずお手元にお配りしています対策本部会議の資料を1枚おめくりください。

世界の感染の状況です。感染者数につきましては、2,750万を超える数、死亡者数につきましては、90万に達しようという数の発生数になっております。

国内につきましては、感染者数が7万を超え、死亡者数は1,400名に達しようというところです。一番下が都の発生状況になりますが、2万2,168名、昨日の19時30分時点の数になります。

資料2枚おめくりください。国の動きが一番下のところ下線部のところです。

9月4日、第8回新型コロナウイルス感染症対策分科会が開催されております。次は11日に予定をされているところです。

1枚おめくりいただいて、都の動きです。一番下のところ、9月3日、前回の対策本部会議を開催いたしました。

資料 2 枚おめくりいただきまして、下線部のところ、令和 2 年度 9 月の補正予算案、先日発表をしたところです。

資料1枚おめくりください。A4の横の緑の部分が多い紙があると思いますが、本日モニタリング会議、第10回になりますが、開催いたしました。この感染状況と医療提供体制の分析につきまして、健康危機管理担当局長からご説明お願いします。

【福祉保健局健康危機管理担当局長】

はい。それではご説明申し上げます。

感染状況・医療提供体制の分析、9月9日時点でございます。新型コロナウイルス感染症に関わりますモニタリングに当たりまして専門家の方々からいただきました、都内の感染状況及び医療提供体制に関する分析結果についてご報告をいたします。

感染状況につきましては、①新規陽性者数から、③新規陽性者数における接触歴等不明者

まで3項目となってございます。現在の数値につきましては、9月9日公表時点での数値が 記載されております。

専門家の方々からは、新規陽性者数の減少速度は、いまだ緩やかであること、感染者数が再び増加することへの警戒が必要な状況であることなどから、感染状況につきましては、4段階のうち、先週から1段階下がって3段階目に当たります、「感染の再拡大に警戒が必要であると思われる」との総括コメントをいただいております。

続いて、医療提供体制についてでございますが、④の検査の陽性率から、⑦の重症患者数までの4つとなってございます。

専門家の方々からは、医療機関への負担が長期化している状況に変わりはなく、重症患者数の今後の推移に警戒が必要であることなどから、医療提供体制については、先週と同様、4段階のうち3段階目に当たります、「体制強化が必要であると思われる」との総括コメントをいただいております。

私からは以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

2 枚目以降、各コメント、それぞれの状況の細部のコメント等ございますので、後程ご参照をください。

その資料の後をめくっていただきますと、東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の 改正案についてという資料をお付けしております。この条例の改正案につきまして、健康危 機管理担当局長からご説明お願いします。

【福祉保健局健康危機管理担当局長】

はい。資料1枚おめくりいただきまして、今般の改正の理由でございます。

今後の新型コロナウイルス感染症の再拡大を見据えまして、新型コロナウイルス感染症 対策の実効性をより高める必要がある。ということから、都、都民及び事業者の皆様それぞ れの具体的責務、責務を明らかにすべく、本条例の改正を行うものでございます。

もう1枚おめくりいただきまして、条例改正のポイントでございます。

まず、都の責務といたしましては、検査体制の整備、医療提供体制の確保等、療養環境の 整備及び情報の提供等に努めることを定めます。

さらに1枚おめくりいただきまして、陽性者の方には、入院、宿泊療養施設への入所等に 努めていただくこと、都民、事業者の皆様には新型コロナウイルス感染症のまん延防止のた めに、検査や調査等への協力に努めていただくことを定めます。

条例改正案につきましては、本日から9月15日正午まで、パブリックコメントを実施いたします。都民、事業者の皆様を始めまして、関係機関等からのご意見も踏まえた上で、第3回都議会定例会で審議していただく予定でございます。

私からは以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

このほか、ここにご出席の皆さんでご発言等ある方いらっしゃいますか。よろしいですかね。

Web会議で参加されている局長等の皆様でご発言等ある方いらっしゃいましたらお願いします。よろしいですか。

大曲先生はまだですね。はい。大曲先生ちょっと遅れていらっしゃいますので、記者会見 の時から入っていただく予定です。

それでは会議の最後になりますが、本部長からご発言をお願いいたします。

【都知事】

はい、ご苦労さまです。第38回の対策本部会議となります。

大曲先生、お着きになって多分、記者会見の時からご参加いただけるものと思います。

まず最初、台風です。九州地方を始めとして台風 10 号による被害が各地で発生したわけであります。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。また、被災されました皆様方には、心からのお見舞いを申し上げます。

これからもますます本格的なシーズン、台風シーズンが控えているわけで、こうした台風における、これらの教訓も踏まえまして、区市町村と連携しながら、感染症対策にも留意した、風水害対策に万全を期していただきたい。ということで、よろしくお願いします。

それでは感染症対策本部会議の議題に入ります。

先ほど、モニタリング会議を行いました。モニタリングの分析の結果は先ほどご報告がございましたように、医療提供体制は先週と同じ、3段階目のオレンジで変わらず、感染状況については、7月15日以来、約2ヶ月ぶりとなります、最高レベルの赤からオレンジへと1段下がったわけであります。

新規陽性者数が一定期間減少しているとはいえ、例えば今日の新規陽性者数は、1日ですが 276人ということなど見ましても、引き続き再拡大への警戒が必要であります。

今後の新型コロナウイルス感染症対策の実効性をより高めていかねばならない。そのために、都や都民、事業者の皆様の具体的な責務を明確にするために、いわゆる都の新型コロナ対策条例の改正を行ってまいります。

改正案ですけれども、先ほど健康危機管理担当局長から説明があったとおりであります。 この条例案ですが、今日から来週の 15 日の正午まで、お昼までパブリックコメントを実施 いたします。皆さん方からのご意見も踏まえた上で、18 日からの第 3 回定例議会でご審議 いただく予定となっております。

次に、営業時間短縮の要請に関してであります。今月も引き続きですね、23 区内のお酒

を提供するお店、そしてカラオケ店の皆様には時間短縮のご協力をいただいております。

新規陽性者数ですが、8月上旬をピークに減少傾向にはあると。かつ、お盆明け以降の人の流れがどうであったかという、その影響も心配されたわけでありますけれども、その後も陽性者数は継続して減少している。ということから、都としましては、一定の抑制効果があったと考えております。感染拡大の防止と経済社会活動の両立を図る。そのために、来週15日をもちまして、営業時間短縮の要請を終了いたします。より詳しく申し上げますと、15日から16日に移る、その瞬間の16日午前零時をもってということになります。

事業者、利用者の皆さんにはこれまでも本当にご協力いただきました、ご理解いただきま した。心から感謝を申し上げます。

そしてもう一つ、外出についてのお願いであります。これまでは、都外への旅行、遠くへの外出はお控えくださいということをお願いしてまいりました。

現在の状況ですが、新規の陽性者数は減少傾向となっております。また、感染が急拡大したのが7月中旬でございますけれども、それ以前の状況に戻りつつあります。また、全国の感染者数を全体で見ましても減少しているということであります。

一方で、大曲先生を含む専門家の皆さんからは、感染の再拡大に警戒が必要だとのご意見 も頂戴をいたしております。

従いまして、今後、都外へ外出される際には、手洗い・消毒を始めとしまして、くれぐれ も感染の防止対策に万全を期していただきたいと存じます。

なお、先ほど開催いたしました、感染症対策審議会でございますが、こちらでは、感染症対策条例の改正についてのご意見をいただき、また、営業時間短縮の要請の終了、都外への旅行等の自粛要請の終了につきましては、専門家の皆様方を含む審議会の皆様方から、適当であるとのご意見を頂戴したところであります。

また、重症化リスクの高い高齢者への感染防止でございますが、これを徹底していかなければなりません。引き続き、対策に万全を期すことは、極めて重要であります。

この後、臨時記者会見を開くわけでありますが、都民、事業者の皆様に対しましては、改めて感染拡大防止のための呼びかけを行ってまいります。

これからも都庁の総力を結集して、新しい日常の定着に向けた施策の推進をお願いする。 ともに頑張って参りましょう。以上であります。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして、第38回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。